



教えて BUN 先生

マニアック
編 vol.6

第6回
感染性
産業廃棄物



LISA

このところ、輸入廃棄物、廃油、廃溶剤なんかの「へんてこ」な条文を見てきた訳だけど、今日はどんな条文を紹介してくれるのかな？

リサちゃんは感染性廃棄物って知ってるかな。



BUN



LISA

血の付いた注射針なんかでしょ。廃棄物処理法を勉強した人は、一度は耳にしたことのある言葉よね。

今日は、その「感染性産業廃棄物」について取り上げようと思っているんだ。まず、感染性産業廃棄物について定義している政令の条文を見てもらおうか。



BUN



(特別管理産業廃棄物)

第二条の四 法第二条第五項(ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

(1号廃油、2号廃酸、3号廃アルカリ)

四 感染性産業廃棄物(別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。)及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物(国内において生じたものにあつては、同表の上欄に掲げる施設において生じたものに限る。))をいう。以下同じ。)



LISA

今回も「へんてこ」以前に「わけわかんない」レベルの文章よね。え〜と、まず最初の括弧書きのダイオキシンは今回無関係なので、この箇所削除。それでも、あっち見ろ、こっち見ろって書いてあるわね。

それじゃ、この4号の文章を分解してみようか。まず、「別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物」と出てくるので、この別表第一をご紹介します。



BUN

別表第一

四	三	二	一
イ 病院	(略)	(略)	(略)
ロ 診療所			
ハ 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の三第一項に規定する衛生検査所			
ニ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設			
ホ イからロまでに掲げるもののほか、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体(以下この項において「感染性病原体」という。)を取り扱う施設であつて、環境省令で定めるもの			
感染性廃棄物(感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。以下同じ。)であつて、別表第二の下欄に掲げるもの以外のもの			

表の一は「ばいじん」、二と三はダイオキシン関係なので、今回は省略したよ。





LISA

え〜と、まず、「別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物」というのは、「感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。以下同じ。）であつて、別表第二の下欄に掲げるもの以外のもの」になるのね。

文章の最後にある「別表第二の下欄に掲げるもの以外のもの」の箇所さえ無視すれば、「いわゆる感染性廃棄物」ってことよね。

そうだね。じゃ、一旦無視した「別表第二の下欄に掲げるもの」を確認するために、別表第二を次に紹介するね。



BUN

別表第二

別表第一の四の項の中欄に掲げる施設

感染性廃棄物であつて、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず又は第二条第六号、第七号若しくは第十三号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）であるもの



LISA

「別表第二の下欄に掲げるもの」ってなると、「感染性廃棄物であつて、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず又は第二条第六号、第七号若しくは第十三号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）であるもの」ってことは、汚泥をはじめとする9種の産業廃棄物ってことね。

実は今回はこの箇所がもっとも「へんてこ」なところなんだけど、ここで躓いちゃうと全く意味が通じなくなるので、先に「及び」以降を見ておこう。



BUN



LISA

「及び」以降」となると、またまた、「別表第二の下欄に掲げる廃棄物」ってなる訳ね。これは汚泥等産業廃棄物9種類ってことね。「国内において生じたもの」に限定ね。そして、「同表の上欄に掲げる施設」を見ると「別表第一の四の項の中欄に掲げる施設」、ということだから、「イ 病院、ロ 診療所・・・」となる訳ね。

そうだね。ホに規定している「環境省令で定めるもの」は、「助産所」等5施設が規定されているから、これを「病院等9施設」としておこうか。さて、それでは、「及び」以降を普通に使っている「日本語」に置き換えるとどうなるかな。



BUN



LISA

え〜と、「別表第二の下欄に掲げる廃棄物（国内において生じたものにあつては、同表の上欄に掲げる施設において生じたものに限る。）をいう。」→「国内の病院等9施設から出てくる感染性病原体が含まれる汚泥等産業廃棄物9種類」ってことね。
ほ〜ら、最初にリサが答えた「血の付いた注射針」で正解じゃない。

はいはい、それじゃ、いよいよ、「及び」の前の部分にいかがか。
「別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。」を同じように「日本語」に置き換えてみて。



BUN



LISA

ちょっと、その前に、「法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物」って言うのは、え〜と（法令集を調べている）・・・、「輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）」、そうか、何回か前に取り上げた、いわゆる「輸入廃棄物」のことね。

だとすると、とりあえず、この部分だけを置き換えると・・・
「別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。」→「別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物（「輸入廃棄物」に限る。）」となるわね。
次に「別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物」というのは、「感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。以下同じ。）であつて、別表第二の下欄に掲げるもの以外のもの」・・・うわ〜頭が腐ってきそうよ。

もう少しだ。がんばれ。



BUN



LISA

「いわゆる感染性廃棄物であつて、汚泥等産業廃棄物9種類以外のもの（「輸入廃棄物」に限る。）」となるわよねえ。

大正解。じゃ、感染性産業廃棄物とはなんぞや？あらためて、定義している政令第2条の4第4号条文に当てはめてみようか。



BUN



LISA

「四 感染性産業廃棄物（別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物（国内において生じたものにあつては、同表の上欄に掲げる施設において生じたものに限る。）をいう。以下同じ。）→
「四 感染性産業廃棄物（いわゆる感染性廃棄物であつて、汚泥等産業廃棄物9種類以外のもの（「輸入廃棄物」に限る。）及び国内の病院等9施設から出てくる感染性病原体が含まれる汚泥等産業廃棄物9種類。）をいう。以下同じ。）



LISA

置き換えても、何言ってるんだか、なんでこんな文章にしなくちゃならないのか、どうして、こんなへんてこな条文にしちゃったのか、未だに理解できないわ。解説してよ。



BUN

BUNさんが条文を作った訳じゃないし、法律の専門家じゃないので、BUNさんも不明な点は多いんだけど、多分、条文が制定された順番、そして条文の順番の関係も一要因だと思うんだ。

特別管理って概念は、平成4年から始まった。その前に既に一般廃棄物と産業廃棄物の区分はあったし、その登場する順番は、一般廃棄物の方が先なんだ。加えて、何回か前に解説した「輸入廃棄物」の規定も登場してきた。

本来であれば、最初に確認したように、「感染性廃棄物は病院等から排出される感染性の病原菌で汚染された廃棄物」でよかったんだと思う。ところが、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分けているから、感染性<産業>廃棄物と感染性<一般>廃棄物は別に定義しなければならない。条文上は産業廃棄物より先に一般廃棄物が登場してしまう。加えて、「輸入廃棄物は産業廃棄物だ」と定義した。

これらの要因について、洩れることなく、重複することなく定義しようとする、今回のような条文になっちゃうんでしょね。

今回の条文も「及び」の前後を入れ替えて、説明すると分かり易いと思うよ。

感染性産業廃棄物というのは、感染性のおそれのある産業廃棄物です。ただし、輸入廃棄物については、繊維くずや紙くずでも産業廃棄物になるから注意してね。ってとこかな。



LISA

せっかく、表まで作って分かり易くしてくれているつもりなんだろうけど、「上見ろ、下見ろ、右見て、左見て」って言われちゃうと、「最初からわかるようにひとまとめにして提示しろよ」って怒りたくなっちゃうね。



BUN

まあ、だからこそ、ガイドラインとかマニュアルとかも出しているんだと思うけど、ガイドラインやマニュアルは法律では規定していないことや、時には条文では言っていない内容まで記載していることがあるから、実務に携わる人は原典の法律条文を確認することも大切だね。



LISA

今回も、「へんてこな条文」のおかげで、改めて感染性廃棄物を確認できたわ。でも、次回は、もうちょっと「簡単な」話でもいいかな。

<(_ _)>(^-^)/

